

請負工事成績評定考査項目別採点基準表

項 目	細 別	A	B	C	D	E
1 施工体制	①施工体制一般	・施工体制又は施工管理体制が万全であり、適材適所に人員が配置され、責任と権限が明確化されているなど、体制の確立に優れていた。	・A に至らないが A に近い場合。	・他の事項に該当しない場合。	・施行計画書、施行体制台帳又は施行体系図に不備があった。若しくは現場の施行体制と不一致であったため、監督員から文書により改善指示を行った。 ・施行体制又は施行管理体制が不十分であるため、文書により改善指示を行った。 ・宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があった。	・入札前に申請した配置予定技術者を正当な理由なしに配置しなかった。 ・入札前に申請した工事実績等が虚偽であった事実が判明した。 ・建設業法に違反する一括下請けに該当する事実が判明した。 ・監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 ・入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。 ・承諾なしに権利義務等の第三者譲渡又は継承を行った。 ・その他契約図書に基づく施行上の義務を怠ったことにより、発注者に損害を与えた。 ・労働基準法等に違反する使用人等の管理に関する事実が判明し、送検等された。
	②現場代理人の運営・取締り	・現場代理人の職務の執行に関して、創意工夫提案が多く、工事現場の運営、取締りが万全であった。	・A に至らないが A に近い場合。	・他の事項に該当しない場合。	・現場代理人の職務の執行につき著しく不適切であり、契約書第12条に基づく措置請求を行った。 ・現場代理人が工事現場に常駐していないため、文書により改善指示を行った。	・契約書第12条に基づく措置請求に従わなかった。 ・現場代理人が工事現場に常駐していないため、文書により改善指示を行ったがこれに従わなかった。
	③主任（監理）技術者の技術力	・施工又は管理に関して、技術的判断が優れており、創意工夫をもって現場の進捗に努めた。	・A に至らないが A に近い場合。	・他の事項に該当しない場合。	・主任（監理）技術者等が工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められ、契約書第12条に基づく措置請求を行った。 ・建設業法で義務付けされる主任（監理）技術者等が専任していないため、文書により改善指示を行った。	・契約書第12条に基づく措置請求に従わなかった。 ・主任（管理）技術者等の専任について文書により改善指示を行ったがこれに従わなかった。

請負工事成績評定考査項目別採点基準表

項 目	細 別	A	B	C	D	E
2 施工状況	①施工状況一般	<ul style="list-style-type: none"> ・適切かつ効率的な施工又は管理に関する独自の工夫がみられ、良質な施工への反映が顕著であった。 ・日常の品質管理及び出来形管理が非常に優れており、品質証明体制も確立されて十分に機能していた。 ・見本又は工事記録写真等の整備が万全であり、かつ、これが社内品質管理に十分にいかされていた。 ・現場でのイメージアップに積極的に取り組み、かつ、その対応に独自の工夫がみられ他の模範となった。 	・A に至らないが A に近い場合。	・他の事項に該当しない場合。	<ul style="list-style-type: none"> ・設計年図書不適合につき改造請求をおこなった。 ・工事材料の検査義務、監督員の立会確認、工事記録の整備等を怠り、破壊検査を行った。 ・見本又は工事記録写真等の記録の整備に不備があり、監督員から文書により指示を行った。 ・工事施工にあたり設計図書の照査が不十分であったために不適切な施行を行った。 ・工事の施工又は管理に主体性がなかった。 ・その他契約図書に基づく施工上の義務につき、監督員から文書により改善指導を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした。 ・監督又は検査の実施に当たり職務の執行を妨げた。 ・正当な理由がなく、契約を履行しなかった。 ・正当な理由がなく、契約書第 17 条に基づく改造請求又は破壊検査に従わなかった。 ・施工上の理由により契約書第 47 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに基づく契約の解除を行った。
	②工程管理	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な工程管理のもと契約工期限内に余裕をもって工事を完成させ、各種制約に係る工程の短縮及び地元調整の履行等円滑な工事の進捗に努めた。 ・条件変更又は地元調整などにより、工期延長をすべき理由があったにもかかわらず契約工期限内に工事を完成させた。 	・A に至らないが A に近い場合。	・他の事項に該当しない場合。	<ul style="list-style-type: none"> ・請負者の責めにより工期を延長し、遅延日数に応じた損害金の支払いが生じた。 ・自主的な工程管理がなされず、監督員から文書により改善指示を行った。 	・工期的理由により、契約書第 47 条第 1 項第 1 号から第 2 号に基づく契約の解除を行った。
	③安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・安全管理措置に関して、効果的な社内パトロールを実施するなど、事故の未然防止に対する取り組みが非常に優れており、かつ、十分に機能していた。 ・臨機の措置が適切であり、 	・A に至らないが A に近い場合。	・他の事項に該当しない場合。	<ul style="list-style-type: none"> ・指名停止に至らない軽微な公衆損害事故又は工事関係者事故を生じさせたため、契約担当者等から書面で警告又は注意の喚起があった。 ・安全に関する現場管理又は防災体制が不適切であったため、監督員が文書により指示を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全管理の措置が不適切であったために、死亡若しくは負傷者を生じさせた工事関係者事故、又は重大な損害を与えた公衆災害事故を起こした。 ・過積載等の道路交通法違反の事実が判明し、逮捕又は送検された。

請負工事成績評定考査項目別採点基準表

項 目	細 別	A	B	C	D	E
		、災害等による損害を未然に防止した。	・Aに至らないがAに近い場合。	・他の事項に該当しない場合。	・臨機の措置が不適切又は工事監督員の指示に従わないため、災害等による損害を与えた。 ・過積載による違法運行があったため、監督員が文書により指示を行った。	
	④対外関係	・対外調整に関して、自ら積極的かつ的確に対応し、良好な解決に役立った。 ・適切な周辺環境対策の実施により、終始円滑な工事の進捗が図られた。 ・自ら積極的に関連工事の調整に協力し、関連工事の円滑な施工の進捗に寄与した。	・Aに至らないがAに近い場合。	・他の事項に該当しない場合。	・周辺環境対策への努力（配慮）が極めて悪く、第三者からの苦情が多発した。 ・関係法令に違反する恐れがあるため、監督員から文書により指示を行った。 ・関連工事の調整に非協力的であり、監督員から文書により指示を行った。	・産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関連法令に違反する事実が判明し、逮捕又は送検された。 ・関連工事の調整に関して、発注者の調整に従わないため、発注者に損害を与えた。
3 出来形及び品質	①出来形	・出来形が設計図書で定めた規格値等を満足しており、ばらつきが少ない。また、出来形管理に対して独自の工夫があり他の模範となる。	・Aに至らないがAに近い場合。	・他の事項に該当しない場合。	・契約書第31条第2項に基づく不合格に該当しないが、出来形にばらつきが多く、また、品質管理の取りまとめに不備があった。	・契約書第31条第2項に基づく不合格通知に該当するもの。 ・引き渡し後、瑕疵担保期間中に、事故等により瑕疵が判明した。
	②品質	・品質が設計図書で定めた規格値を満足しており、ばらつきが少ない。また、品質管理に対して独自の工夫があり他の模範となる。			・契約書第31条第2項に基づく不合格に該当しないが、品質にばらつきが多く、また、品質管理の取りまとめに不備があった。	・契約書第31条第2項に基づく不合格通知に該当するもの。 ・引き渡し後、瑕疵担保期間中に、事故等により瑕疵が判明した。